

令和4年(行コ)第31号

2022年6月13日

## 報告書

(別件開示文書と本件開示文書の照合について)

東京高等裁判所第9民事部 御中

控訴人訴訟代理人 古本晴英



### 記

被控訴人が答弁書別表において、別件開示文書と本件開示文書との対応関係を明らかにしたことを踏まえ、両文書を照合した結果、3頁以下で示すとおり、部分開示の範囲が大きく異なることが明らかになった(別件開示文書のうち、甲34号証の1~18は、甲12号証の1~18と少なくとも開示部分は同じ内容のため省略した。)。

なお、被控訴人の答弁書にあるとおり、対応する文書間でも内容に一部相違があり、その相違部分は次頁で指摘した。ここに指摘した欄以外は、開示された限りでは同じ記載内容である。

以上

本報告書 の頁数	別件開示文書	本件開示文書	相違項目
5	甲第12号証の3 (甲第34号証の3)	乙第27号証の51	利用の目的
23	甲第26号証の1	乙第27号証の36	記録される個人情報の経常的提供先
24	甲第26号証の2	乙第27号証の37	記録される個人情報の収集方法 記録される個人情報の経常的提供先
27	甲第32号証の1	乙第27号証の74	記録される個人情報の経常的提供先
28	甲第32号証の2	乙第27号証の75	記録される個人情報の経常的提供先
29	甲第32号証の3	乙第27号証の77	記録される個人情報の経常的提供先
30	甲第32号証の4	乙第27号証の78	記録される個人情報の経常的提供先
31	甲第32号証の5	乙第27号証の79	記録される個人情報の経常的提供先
32	甲第32号証の6	乙第27号証の80	記録される個人情報の経常的提供先

甲第12号証の1

乙第27号証の49

別記様式

49

名称	被疑者DNA型情報ファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1嘱託受理年、2作成府県、3作成番号、4嘱託受理番号 5氏名（漢字）、6氏名（カナ）、7生年月日、8性別、 9犯歴番号、10檢舉年月日、11罪名等、12手口、 13資料の種類、14身分区分、15使用試薬、16特定DNA型、 17備考
本人として記録される個人の範囲	被疑者DNA型記録に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所 [REDACTED]
5 その他	廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること

別記様式

名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用に供される事務をつかさどる係の名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1嘱託受理年、2作成府県、3作成番号、4嘱託受理番号 5氏名（漢字）、6氏名（カナ）、7生年月日、8性別、 9犯歴番号、10檢舉年月日、11罪名等、12手口、 13資料の種類、14身分区分、15使用試薬、16特定DNA型、 17備考
本人として記録される個人の範囲	被疑者DNA型記録に係る被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	[REDACTED]

甲第12号証の2

別記様式

乙第27号証の50

50

別記様式

名称	遺留DNA型情報ファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1嘱託受理年、2作成府県、3作成番号、4嘱託受理番号、5被害記録番号、6発生年月日、7罪名等、8手口、9時効年数、10検査年月日、11資料の種類、12採取場所(物)、13事件概要、14使用試薬、15特定DNA型、16備考
本人として記録される個人の範囲	遺留DNA型記録に係る遺留資料を遺留した被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保存開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付法医・理化学係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1嘱託受理年、2作成府県、3作成番号、4嘱託受理番号、5被害記録番号、6発生年月日、7罪名等、8手口、9時効年数、10検査年月日、11資料の種類、12採取場所(物)、13事件概要、14使用試薬、15特定DNA型、16備考
本人として記録される個人の範囲	遺留DNA型記録に係る遺留資料を遺留した被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保存開始の年月日	
保存場所	
備考	

## 甲第12号証の3

## 乙第27号証の51

別記様式

51 別記様式

名称	被死者等DNA型情報ファイル	利用に供される事務をつかさどる係員の名称
利用に供される事務をつかさどる係員の名称	刑事局犯罪鑑識官付身元係	刑事局犯罪鑑識官付身元係
利用の目的	身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。	利用に供される事務をつかさどる係員の名称
記録される項目	1嘱託受理年、2嘱託受理番号、3作成警察署、4作成番号 5発生年月日、6罪名等（手口）、7資料の種類、 8事件概要、9使用試験、10特定DNA型、11備考	犯罪捜査に資することを目的とする。
本人として記録される個人の範囲	変死者等DNA型記録が登録されている変死者等（死体を除く。）	1嘱託受理年、2嘱託受理番号、3作成警察署、4作成番号 5発生年月日、6罪名等（手口）、7資料の種類、 8事件概要、9使用試験、10特定DNA型、11備考
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察	記録される個人情報の収集方法
保有開始の年月日		記録される個人情報の経常的提供先
保存場所		保有開始の年月日
備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所	保存場所
	5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること	備考

甲第12号証の4

乙第27号証の52

2

名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称	行方不明者情報ファイル
記録される項目	身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。	刑事局犯罪鑑識官身元係
利用の目的	1 受理年月日、2 受理警察署、3 受理番号、4 分類番号、5 性別、6 年齢、7 行方不明者の種類、8 職業、9 本籍、10 住所、 11 連絡先、12 氏名、13 身体特徴、14 身長、 15 身元確認結果	
本人として記録される個人の範囲	行方不明者	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察	都道府県警察
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察	都道府県警察
保存開始の年月日	2024-01-01	2024-01-01
保存場所	備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所
その他		5 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること

名称	利用に供 務をつか の名称
利用の目	
記録され	

甲第12号証の5

乙第27号証の53

別記様式

53 別記様式

名称	特異行方不明者等DNA型情報ファイル
利用に供される業務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官付身元係
利用の目的	身元不明死体（変死者等を含む。）の身元確認及び特異行方不明者の速やかな発見に資することを目的とする。
記録される項目	1嘱託受理年、2嘱託受理番号、3受理警察署、4受理番号、5統柄、6受理年月日、7特異行方不明者氏名（カナ）、8特異行方不明者氏名（漢字）、9特異行方不明者性別、10特異行方不明者生年月日、11資料提供者氏名（カナ）、12資料提供者氏名（漢字）、13資料提供者性別、14資料提供者生年月日、15資料の種類、16使用試薬、17特定DNA型、18備考
本人として記録される個人の範囲	特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者又は資料提供者
記録される個人の範囲	都道府県警察からの送信
報の収集方法	都道府県警察
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合には、注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室</p> <p>3 保存すべき場所 4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

## 別記様式

## 別記様式

55

名称	照合用押なつ指紋Aファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日、5 分類番号、6 登録指標、7 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室</p> <p>4 保存すべき場所 [REDACTED]</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日、5 分類番号、6 登録指標、7 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からのお送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	[REDACTED]

甲第12号証の7

乙第27号証の56

別記様式

56

名称	照用押なつ指紋Bファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 性別、3 生年月日、4 理由発生年月日、5 分類番号、6 登録指種、7 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の提供先	都道府県警察からのお送り
保存開始の年月日	
保存場所	都道府県警察
備考	
	1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所
	5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること

## 別記様式

## 別記様式

57

名称	照合用遺留指紋ファイル	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。	
記録される項目	1 遺留指紋照会番号、 2 事件発生年月日、 3 時効年数、 4 特徴点情報	
本人として記録される個人の範囲	8 特徴点指紋に該当する者	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信	
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察	
保有開始の年月日		
保存場所		
備考	1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所 5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること	

甲第12号証の9

乙第27号証の58

別記様式

58

名称	指紋画像ファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成番号、2 押なつ指紋画像、3 滅留指紋照会番号、4 遺留指紋画像
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報	遺留指紋に該当する者
記録の収集方法	本人として記録され個人情報を収集する個人情報を都道府県警察から送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	
1 取り扱う権限を有するものの範囲	犯罪鑑識官に所属する職員
2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること	電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること
3 取り扱うことができる場所	犯罪鑑識官の執務室
4 保存すべき場所	保存すべき場所
5 その他	廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

名称	指紋
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成番号、2 押なつ指紋画像、3 滅留指紋照会番号、4 遺留指紋画像
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報	遺留指紋に該当する者
記録の収集方法	本人として記録される個人情報を都道府県警察から送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

## 別記様式

60

名称	照合用押なつ掌紋ファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1.犯歴番号、2.部位、3.生年月日、4.性別、5.特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	本人として記録された被疑者
記録される個人の範囲	掌紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	個人の範囲
記録される個人情報の収集先	都道府県警察からのお送り
報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合には、注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること</p>

## 別記様式

名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1.犯歴番号、2.部位、3.生年月日、4.性別、5.特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	本人として記録された被疑者
記録される個人の範囲	掌紋記録を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	個人の範囲
記録される個人情報の収集先	都道府県警察からのお送り
報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

## 別記様式

## 別記様式

61

名称	照合用遺留掌紋ファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 遺留掌紋会番号、2 事件発生年月、[REDACTED]、4 時刻年数、5 特徴点情報
本人として記録される個人の範囲	遺留掌紋に該当する者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること</p>

別記様式

名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称	利用の目的	記録される項目	個人として記録される個人の範囲	記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の経常的提供先	保存場所	備考
掌紋画像ファイル	刑事局犯罪鑑識官システム管理係	犯罪捜査に資することを目的とする。	1 作成番号、2 押なつ掌紋画像、3 遺留掌紋照会番号、4 遺留掌紋画像	掌紋記録を作成された被疑者遺留掌紋に該当する者	都道府県警察からの送信	都道府県警察	都道府県警察	1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所
								5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に破壊する。

名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪検査に資することを目的とする。	
記録される項目	1.作成番号、2.押なつ掌紋画像、3.造留掌紋会番号 4.遺留掌紋画像	
本人として記録される個人の範囲	掌紋記録を作成された被疑者	
記録される個人情報	都道府県警察からの送信	
報の収集方法	記録される個人情報を 報の経常的提供先	
保有開始の年月日		
保存場所		
備考		

## 別記様式

## 別記様式

59

名称	指掌紋情報管理マスターファイル
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官システム管理係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録項目	<指掌紋記録等> 1 犯歴番号、2 作成番号、3 分類、4 写真番号、5 緩急別、 6 指紋照会、7 氏名、8 異名、9 性別、10 生年月日、 11 少年・成人別、12 国籍、13職業、14本籍、15出生地、 16住所、17採取状況、18採取理由、19理由発生年月日、 20被疑罪名(手口)、21作成年月日、22身長、23体格、 24身体特徴、25備考、26処分／判決年月日、 27処分／判決官公署、28罪名(手口)、29処分／刑名、 30刑期、31備考(処分) <遺留指掌紋照会事項> 1 照会番号、2 重要度、3 受理区分、4 緩急別、 5 発生(対応)年月日、6 捜取年月日、7 捜取年月日、 8 署名(手口)、 9 検出方法、10時効年数、 11 分類番号、12出力方法、13照合方法、14検査者氏名、 15 検査者氏名、16検査者氏名、 17 事案の要旨、18採取所属、19採取場所(物)、20備考
本人として記録される個人の範囲	指掌紋記録を作成された被疑者 遺留指掌紋を登録された事件の被害者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送信
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保存開始の年月日	
保存場所	
備考	1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所屬する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置 を講ずること 3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室 4 保存すべき場所
5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、 確実に廃棄すること	

乙第27号証の63

名称	処分結果資料 刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用に供される事務をつかさどる係の名称	犯罪捜査に資することを目的とする。
利用の目的	1 犯歴番号、2 作成部署、3 作成年、4 作成番号、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 本籍、9 出生地、10 住所、11 採取理由発生年月日、12 处分結果
記録される項目	本人として記録され個人の範囲
記録される個人の範囲	都道府県警察等からの送付
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	
5 その他	廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に隠蔽する。

名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。	
記録される項目	1犯歴番号、2作成部署、3作成年、4作成番号、5氏名 6性別、7生年月日、8本籍、9出生地、10住所 11採取理由発生年月日、12処分結果	
本人として記録される個人の範囲	都道府県警察等からの送付	
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察	
記録される個人情報の経常的提供先		
保存開始の年月日		
保存場所		
備考		

## 別記様式

## 別記様式

名称	指紋資料
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成部署、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 本籍、6 出生地、7 住所、8 職業、9 自署、10 分類番号、11国籍、12種なつ指紋印象
本人として記録される個人の範囲	指紋資料を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察等からの送付
記録される個人情報の提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を譲ること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の勤務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	指紋資料
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 作成部署、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 本籍、6 出生地、7 住所、8 職業、9 自署、10 分類番号、11国籍、12種なつ指紋印象
本人として記録される個人の範囲	都道府県警察等からの人情
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察等からの送付
記録される個人情報の提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

## 別記様式

## 乙第27号証の65

65

## 別記様式

名称	掌紋資料
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 犯歴番号、2 作成番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 署名、7 押なつ掌紋印象
本人として記録される個人の範囲	掌紋資料を作成された被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの送付
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の執務室</p> <p>4 保存すべき場所</p> <p>5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること</p>

名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称
利用の目的	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
記録される項目	犯罪捜査に資することを目的とする。 1 犯歴番号、2 作成番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 署名、7 押なつ掌紋印象
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報を個人情報の収集方法
記録される個人情報の経常的提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

## 別記様式

## 別記様式

66

名称	名称
利用に供される事務をつかさどる係の名称	刑事局犯罪鑑識官指掌紋資料係
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 出生地、5 作成署、6 作成番号、7 独歴番号、8 分類番号、9 異名
本人として記録される個人の範囲	指紋記録を作成された明治及び大正生まれの被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察から送信された指紋記録に基づいて作成
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察から送信された指紋記録に基づいて作成
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	
	1 取り扱う権限を有するものの範囲 犯罪鑑識官に所属する職員
	2 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること
	3 取り扱うことができる場所 犯罪鑑識官の教務室
	4 保存すべき場所
	5 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること

名称	刑事局犯罪鑑識官写真係
利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	犯罪捜査に資することを目的とする。
記録される項目	
本人として記録される個人の範囲	被疑者写真を撮影した被疑者
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からのお送信
記録される個人情報の提供先	都道府県警察
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

甲第24号証の1

別記様式

別記様式

乙第27号証の14

14

名稱	利用に供される事務をつかさどる係の名称	
利用の目的	犯罪検査その他の公共の安全と秩序の維持	
記録される項目		
1 事件名	2 手配番号（登録番号）	3 手配年月日（登録年月日）
5 手配強制範囲（種別）	4 犯罪名（犯罪手口）	6 手配課署（登録課署）
7 出生地	8 本（國）籍	9 住居（前住居）
11 氏名	12 異（偽）名	10 職業（前職業）
13 生年月日	14 性別	15 前科
17 身長	16 身体特徴	18 犯歴（登録）番号
19 人相、体格、特徴等	20 指紋番号	21 搭乗者写真（写真）
21 搭乗者写真（写真）	22 被疑事実の要旨（ <u>■</u> 事実の要旨）	23 逮捕状
23 逮捕状	24 共犯	25 指紋
27 國際航空手配（旅券）	26 立ち回り先（立ち回り見込み先）	28 <u>■</u> 者発見時の旅歴事項
29 被疑者 <u>■</u>	30 参考事項	<u>■</u> 発見時の注意事項
本人として記録される個人の範囲		
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告	
記録される個人情報の経常的提供先	管区警察局及び都道府県警察	
保有開始の年月日	<u>■</u>	
保存場所	<u>■</u>	
備考	1 記録媒体 電磁的記録	
2 關連通達	「指名手配業務支援プログラムによる指名手配業務実施要領の制定について」（平成17年2月18日付け警察庁丁刑企発第71号、丁情管発第85号、丁通施発第25号）	

記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告
記録される個人情報の経常的提供先	管区警察局及び都道府県警察
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	<p>1 記録媒体 電磁的記録</p> <p>2 関連通達 「指名手配ファイルの取扱いについて」(平成20年6月19日付け 警察庁丙刑企発第31号)</p>

名称	利用に供される事務をつかさどる係の名称	指導係
利用の目的	犯罪捜査その他公共の安全と秩序の維持	
記録される項目	1 手配番号 2 手配年月日 3 手配罪名 4 手配種別 5 手配警察署 6 出生地 7 本(国)籍 8 住所 9 職業 10 氏名 11 生年月日 12 性別 13 身体特徴 14 身長 15 犯歴(登録)番号 16 異名 17 記事	2 手配年月日 4 手配種別 6 出生地 8 住所 10 氏名 11 生年月日 12 性別 13 身体特徴 14 身長 15 犯歴(登録)番号 16 異名 17 記事
本人として記録される個人の範囲	1 指名手配対象者及び指名通報接対者	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	都道府県警察からの報告	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の経常的提供先	管区警察局及び都道府県警察	記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日	[REDACTED]	保有開始の年月日
保存場所	[REDACTED]	保存場所
備考	<p>1 記録媒体 電磁的記録</p> <p>2 関連通達 「指名手配ファイルの取扱いについて」(平成20年6月19日付け 警察庁丙刑企発第31号)</p>	備考

甲第26号証の1

乙第27号証の36

36

名称	捜査支援分析官付手口係	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析官付手口係	
利用の目的	犯罪手口資料取扱規則等の規定により、犯罪搜査その他公共の安全と秩序の維持のために利用	
記録される項目	被疑者の氏名、性別、生年月日、本（国）籍、住所	
本人として記録される個人の範囲	殺人、強盗、放火、誘拐、恐喝、窃盜、詐欺及び性的犯罪の手口記録に係る被疑者	
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察が作成した手口記録のシステムによる登録	
記録される個人情報の経常的提供先	各都道府県警察	
記録される個人情報の経常的提供先	保有開始の年月日	
記録される個人情報の経常的提供先	保存場所	
記録される個人情報の経常的提供先	備考	
備考	1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯罪手口照会業務でアクセス権限を付与された者 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合には、暗号化等の措置を講ずること 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保管すべき場所  5 事前通知 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外 第6 閑除法令等 「犯罪手口資料取扱規則(規則)」 (昭和57年2月18日 國家公安委員會規則第1号) 「犯罪手口資料取扱細則(訓令)」 (平成15年10月31日 警察庁訓令第11号) 「犯罪手口ファイルの取り扱いについて(通達)」 (平成26年4月1日 警察庁丙支発第5号) 7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確実に廃棄すること	

## 甲第26号証の2

## 乙第27号証の37

37

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	捜査支援分析管理官付手口係
利用の目的	犯罪手口資料取扱規則等の規定により余罪の発見やその他犯罪捜査のために利用
記録される項目	記録される項目
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報が作成した手口記録のシステムによる登録	各都道府県警察が作成した被害記録
記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日	保有開始の年月日
保存場所	保存場所
備考	備考
備考	<p>1 取り扱う権限を有するものの範囲 警察庁情報管理システムによる犯扱手口照会業務でアクセス権限を付与された者</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用する場合には、暗号化等の措置を講ずること</p> <p>3 取り扱うことができる場所 専務室</p> <p>4 保存すべき場所 保存すべき場所</p> <p>5 事前通知 行政機關の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号該当による適用除外</p> <p>6 附則 〔平成57年2月18日 国家公安委員会規則第1号〕 〔犯罪手口資料取扱規則(罰則)〕 〔平成15年10月31日 警察庁訓令第11号〕 〔犯罪手口照会ファイルの取り扱いについて(通達)〕 〔平成26年4月1日 警察庁内支發第5号〕</p> <p>7 その他 廃棄の際は、焼却、裁断等の復元できない方法により、確實に廃棄すること</p>

## 甲第28号証の1

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	組織犯罪対策企画課指定係
利用の目的	暴力団等に係る犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名、性別、生年月日等
本人として記録される個人の範囲	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の適用において登録が必要とされる者
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察が捜査上で得た情報等
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	[REDACTED]

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	組織犯罪対策企画課指定係
利用の目的	暴力団等に係る犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持
記録される項目	氏名、性別、生年月日等
本人として記録される個人の範囲	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の適用において登録が必要とされる者
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察が捜査上で得た情報等
記録される個人情報の経常的提供先	なし
保有開始の年月日	[REDACTED]
保存場所	[REDACTED]
備考	[REDACTED]

甲第28号証の2

乙第27号証の68

別記様式

68 別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	組織犯罪対策企画課分析係
利用の目的	組織犯罪等の検挙の推進
記録される項目	氏名、生年月日等
木人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日	なし
保存場所	なし
備考	

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	組織犯罪対策企画課分析係
利用の目的	組織犯罪等の検挙の推進
記録される項目	氏名、生年月日等
木人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日	なし
保存場所	なし
備考	

甲 第32号証の1

乙第27号証の74

別記様式

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際検査係
利用の目的	利用に供される事務をつかさどる係の名称
記録される項目	犯罪捜査
本人として記録される個人情報の収集方法	ICPO手配者
記録される個人情報の収集方法	ICPO手配者
記録される個人情報の経常的提供先	ICPO手配者
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

名稱	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際検査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	ICPO手配者
本人として記録される個人情報の収集方法	ICPO手配者
記録される個人情報の収集方法	ICPO手配者
記録される個人情報の経常的提供先	法務省入出国管理局
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>取り扱う権限を有する者の範囲</p> <p>1 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項</p> <p>電気通信を利用にして伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所</p> <p>執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他</p> <p>削除の際は、定められた方法により確実に削除し、削除されたことを確認すること</p>

甲第32号証の2

別記様式

乙第27号証の75

75

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際捜査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	I C P O 手配者の氏名、生年月日、国籍等
本人として記録される個人の範囲	I C P O 手配者
記録される個人情報の収集方法	I C P O 事務総局から送付される手配書により収集
記録される個人情報の経常的提供先	I C P O 事務総局から送付される手配書により収集
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 事務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、削除されたことを確認すること</p>

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際捜査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	I C P O 手配者の氏名、生年月日、国籍等
本人として記録される個人の範囲	I C P O 手配者
記録される個人情報の収集方法	I C P O 事務総局から送付される手配書により収集
記録される個人情報の経常的提供先	I C P O 事務総局から送付される手配書により収集
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

甲第32号証の3

乙第27号証の77

別記様式

77

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際検査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
記録される個人情報の収集方法	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の提供先	法務省入国管理局
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができること。 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他 削除の際は、定められた方法により確実に削除し、削除されたことを確認すること</p>

別記様式

77

名称	
利用に供される事務をつかさどる係の名称	国際検査係
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	
記録される個人情報の収集方法	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の提供先	法務省入国管理局
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	

甲第32号証の4

乙第27号証の78

78

別記様式

名称	名称
利用に供される事務をつかさどる事件係 係の名称	利用に供される事務をつかさどる事件係 係の名称
利用の目的	利用の目的
記録される項目	記録される項目
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日	保有開始の年月日
保存場所	保存場所
備考	備考

名称	事件係
利用に供される事務をつかさどる事件係 係の名称	利用に供される事務をつかさどる事件係 係の名称
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	氏名、生年月日、国籍等
本人として記録される個人の範囲	各都道府県警察からの
記録される個人情報の収集方法	各都道府県警察からの方
記録される個人情報の経常的提供先	法務省入国管理局
保有開始の年月日	
保存場所	
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用にして伝達する場合は、「暗号化等の措置を講ずること」。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 鉄道室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること</p>

別記様式

名称	名称
利用に供される事務をつかさどる事件係の名称	事件係の名称
利用の目的	利用の目的
記録される項目	記録される項目
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の通常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保存開始の年月日	なし
保存場所	保存場所
備考	備考

名称	事件係
利用に供される事務をつかさどる事件係の名称	事件係の名称
利用の目的	犯罪捜査
記録される項目	の氏名、生年月日、固有等
本人として記録される個人の範囲	本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法	記録される個人情報の収集方法
記録される個人情報の通常的提供先	記録される個人情報の経常的提供先
保存開始の年月日	なし
保存場所	保存場所
備考	<p>1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員</p> <p>2 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措置を講ずること。</p> <p>3 取り扱うことができる場所 執務室</p> <p>4 保管すべき場所</p> <p>5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、削除されたことを確認すること</p>

甲第32号証の6

乙第27号証の80

80

別記様式

名称 利用に供される事務をつかさどる 係の名称	情報・分析係	情報・分析係 の名称	情報・分析係 を利用する事務をつかさどる 係の名称
利用の目的 犯罪捜査	犯罪捜査	利用の目的 犯罪捜査	利用の目的 犯罪捜査
記録される項目 本人として記録される個人の範囲	■■■■■の氏名、生年月日、国籍等	記録される項目 本人として記録される個人の範囲	記録される項目 本人として記録される個人の範囲
記録される個人情報の収集方法 記録される個人情報の経常的提供先	各都道府県警察からの ■■■■■	記録される個人情報の収集方法 記録される個人情報の経常的提供先	記録される個人情報の収集方法 記録される個人情報の経常的提供先
保有開始の年月日	■■■■■	保有開始の年月日	保有開始の年月日
保存場所	■■■■■	保存場所	保存場所
備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措 置を講ずること。 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保管すべき場所	備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措 置を講ずること。 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保管すべき場所
5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること	5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること	5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること	5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること

別記様式

名称	
利用に供される事務をつかさどる 係の名称	情報・分析係
利用の目的 犯罪捜査	犯罪捜査
記録される項目 本人として記録される個人の範囲	■■■■■の氏名、生年月日、国籍等
記録される個人情報の収集方法 記録される個人情報の経常的提供先	各都道府県警察からの ■■■■■
保有開始の年月日	■■■■■
保存場所	■■■■■
備考	1 取り扱う権限を有する者の範囲 当課に所属する職員 2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項 電気通信を利用して伝達する場合は、暗号化等の措 置を講ずること。 3 取り扱うことができる場所 執務室 4 保管すべき場所
5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること	5 その他 削除の際は、定められた方法により確實に削除し、 削除されたことを確認すること